



4南議第75号
令和5年3月20日

公務非正規女性全国ネットワーク
代表 渡辺百合子 様

南相木村議会議長 鈴木 肇



会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を
求める意見書の提出について（回答）

令和4年12月21日付で受理しました下記の件について、3月定例会において「可決」し、別紙のとおり関係大臣宛に意見書を提出しましたので回答いたします。

記

- 1 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書

〒384-1211
長野県南佐久郡南相木村 3525-1
南相木村議会事務局長
電話：0267-78-2121
Fax：0267-78-2139
Mail：gikai@vill.minamiaiki.nagano.jp

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
内閣官房長官 松野 博一 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
総務大臣 武田 良太 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

令和5年3月20日

長野県南相木村議会議長 鈴木 肇

恒常的に必要で職員の継続性の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、単年度任用ではなく、働き手が安心して働き、暮らしていける職に位置付けられるべきだと考えます。

全国平均でも4割を超える会計年度任用職員がいなければ、公共サービスは維持できなくなっています。その待遇は、会計年度ごとの採用に加えて低賃金で、働き手としての尊厳も守られていません。また、会計年度任用職員は、地元住民でもあります。将来にわたり生活基盤を持つ職員を、不安定で低賃金のままにしては、地域経済にも悪影響を与えます。

地域社会に不安定と不信感を広げている現在の制度の抜本的な見直しを求め、政府に対し、以下の措置を講じられるよう、強く要請します。

記

1. 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。
2. 上記の検討が終わるまでは、継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとること。
3. 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組むため、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。